

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 受注者は、この契約の履行にあたり個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第2 受注者は、この契約の履行により受注者が保有することとなる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第3 受注者は、この契約の履行により知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約の履行に係る業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報に関する必要な事項を周知しなければならない。

3 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第4 受注者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(複写等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。）を複写し、若しくは複製し、又は加工してはならない。

(収集制限)

第6 受注者は、個人情報の収集にあたっては、法に定めるところにより、これを行わなければならない。

(利用制限)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約の目的以外のために個人情報を受注者の内部において利用してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の事前の承認があるときを除き、この契約の履行に係る個人情報の処理を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾により、この契約の履行に係る個人情報の処理を第三者に委託するときは、この契約の履行により受注者が負う個人情報の取扱に関する義務を再委託先事業者にも遵守させるものとし、受注者はそのために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 発注者は、受注者を通じて又は発注者自らが再委託先事業者に対し前項の措置を行うことができるものとする。

4 受注者は、この契約の履行を再委託するときは、再委託契約の締結時に、書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を発注者に届け出なければならない。再委託先事業者の作業従事者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

(報告及び検査等)

第9 受注者は、発注者に対し契約内容の遵守状況を定期的に報告しなければならない。

2 発注者は、受注者によるこの契約の履行に係る個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、実施の検査を行い、又は受注者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

3 発注者は、受注者を通じて又は発注者自らが再委託先事業者に対し前2項の措置を求め、又は行うことができるものとする。

(事故報告)

第10 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(履行期間後の措置)

第11 受注者は、この契約の履行にあたり発注者から引渡しを受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報については、この契約の終了後、直ちに発注者に返還し、又は引渡すものとする。ただし、返還不能な個人情報については、他に漏えいすることのないよう確実に廃棄しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反し、又は受注者の個人情報の取扱いが不当であると認められるときは、この契約を解除し、又は発注者に生じた損害を受注者に請求することができる。

(その他)

第13 受注者は、前第1から第12に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。